

建荷協兵庫県支部 FAX 通信

一般 検査業事業者様

(令和元年 11 月 1 日号：枚数 4 枚)

回覧（特定自主検査関係の皆様）

(受信されましたら関係責任者に本紙をお渡し下さい)

日頃より、(公社) 建荷協 兵庫県支部のご利用厚く御礼申し上げます。

① 11 月（1 日＞30 日）は、建荷協が主唱する、(後援・厚生労働省ほか)

「特定自主検査強調月間」

となっております。検査業者用「特定自主検査業務点検表」を送信いたしますので、この期間中に各社にて点検の実施をお願いいたします。

また、特自検は労働安全衛生法の規定により、1 年以内に 1 回定期に実施する必要がありますので、各社の顧客様へ定期実施の PR をお願いします。

なお、本部 HP に、業務点検表の解説が掲載されていますので、内容について不明がある場合は、当該サイトをご確認ください。

(②点検表の上欄にある「特定自主検査セミナー」は、当支部の名称は下記②の「特定自主検査管理研修会」としております。)

② 既報のとおり、兵庫労働局後援事業

令和元年度 特定自主検査管理研修会

日時 11 月 21 日午後 1 時 30 分開始

場所 神戸市産業振興センター9 階（神戸市中央区東川崎町 1-8-4）

定員等 定員 70 名 参加費無料

で開催いたします。行政の指導にもなっております。

なお、既報では参加特典としています本部有料書籍配布につきましては、当初予定をしていた「特定自主検査に関する Q & A」は、改訂予定になっておりますので、「特定自主検査と補修」に変更しました（資料として無償配布）。

(③別添 FAX 申込書使用。締切 11 月 15 日。先着順。なお、一斉送信のため既に申し込まれている方にも送信しております。ご容赦願います。)

③ 会員事業所でない検査業者様については、FAX 通信が主となります。

この機会に、(公社) 建設荷役車両安全技術協会のご加入をご検討下さい。

ステッカーをはじめ、関係書籍、記録表等の頒布物及び各研修、教育費用が会員価格となります。また本部機関紙のほか、支部独自の機関紙及びニュースを発行し、検査業者として知っておくべき最新情報を得ることができます。お問い合わせは下記事務局までお願いします。

【問合・申込先】

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部 事務局
〒650-0024 神戸市中央区海岸通 8 番 神港ビル 703 号
電話 078-332-4936 FAX 078-392-8921

ホームページ <http://www.kennikyo-hyogo.jp/>

(「建荷協 兵庫県支部」で検索)





特定自主検査業務点検表 [検査業者用]

BP-YC-02-C

検査業者名				点検年月日	年	月	日
登録番号	第	号	区分	本社・検査事務所	点検責任者 職氏名		
検査事務所名					点検者 職氏名		

「*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「―」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

区分	No.	項 目	判定	備 考
組織・管理	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
	2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
	3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
	4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
	5	検査事務所における検査実施状況を把握している		
	6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
	7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。）		
	8	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
		社内・その他	判定	研修・教育
				* 検査業者検査員資格取得研修
				* 能力向上教育
				実務研修
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		
検査員	14	検査員名簿を備えている		
	15	* 機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無	人数
		フォークリフト	有・無	
		不整地運搬車	有・無	
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）	有・無	
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無	
		車両系建設機械（締固め用）	有・無	
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無	
		高所作業車	有・無	
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている		
業務規程	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している		
	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20	* 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22	* ・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23	* ・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24	* ・特定自主検査記録表（検査結果証明証）の発行に関する事項		
	25	* ・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26	* ・休日、営業時間、検査場所		
	27	* ・出張検査の要領		
	28	・検査済標章の発行及び管理		
	29	・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行		
	30	* 業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している		

区分	No.	項目	判定	備考					
検査機器	31	検査機器台帳を備えている							
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である							
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある							
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況	
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	デジタル用			⑤油圧計			
			ガソリン用			⑥電圧計			
		②回転計				⑦電流計			
		③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカラーチェック等)			
		④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ			
	検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている						
35		標章受払い簿を備えている							
36		標章の貼付位置は適切である							
37		標章受払簿の残数と現物が一致している							
38		標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している							
39		年末残数の廃棄処理を適切に行っている							
帳簿等	標章受払簿	40	標章の受払は適正に記載されている						
		41	受入数、払出数、残数に差異がない						
		42	標章は受払都度、又は、月(週)毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である						
		43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている						
		44	* 3年間保存している						
	特定自主検査台帳・検査料収納簿	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている						
		46	記載事項に漏れがない						
		47	標章払出後、長期間未記載(仕掛け)のものがない						
		48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている						
		49	再発行の場合、再発行受領書を受領している						
		50	検査料金は業務規程どおりである						
		51	一人一日あたりの検査台数は適正である						
		52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している						
		53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある						
		54	* 3年間保存している						
	特定自主検査検査記録表(検査結果証明証)	55	特定自主検査記録表(検査結果証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている						
		56	記載事項に漏れはない						
		57	* 特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所						
		58	* メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号						
		59	* 特定自主検査実施年月日						
		60	* 特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署している						
		61	検査事務所責任者名が自署している						
		62	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない						
		63	該当しない箇所は「該当なし(一)」が記されている						
		64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している						
		65	* 補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している						
		66	未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している						
		67	記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている						
		68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している						
		69	* 3年間保存している						
日報	70	作業日報と記録表(検査結果証明証)で検査員および検査日が一致している							
	71	3年間保存している							
総合判定									

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。

FAX 078-392-8921

(※11月15日)

(公社) 建荷協 兵庫県支部事務局御中

11.21(木)開催 兵庫労働局後援

「2019年度 特定自主検査管理研修会」参加会員申込書

場所 神戸市産業振興センター9階

開始時間 午後1時30分

(FAX用)

会員事業所名 (営業所名等も記入のこと)	
所在地	
連絡先電話番号 FAX番号	
ご担当者様職氏名	

④FAX番号は必ず記入。「受講確認済みFAX」を折り返し送信します。

参加者ご氏名

所属・職名	参加者ご氏名